



言いなり 英文契約!



英文契約は、相手方に一方的に有利な条項となっていることがあります！
事前に弁護士へのご相談を！

え！英文契約
そのまま結んで大丈夫？

- 英文契約書を作成したい！交渉したい！
- 海外企業とのトラブルを解決してほしい！
- 国際訴訟、仲裁について相談したい！
- 海外進出したい！海外の会社を買収したい！
- 海外の模倣品を何とかしたい！

全部大丈夫！ 海外お助けねっと にご相談ください！

「海外お助けねっと」とは、大阪弁護士会中小企業・NPO法人等支援センターが、英文契約や国際取引に精通した弁護士をご紹介する制度です。



大阪弁護士会
マスコットキャラクター
リーガリュウ

お問い合わせ先

 **大阪弁護士会**
中小企業・NPO法人等支援センター

TEL:06-6364-7661

予約受付：月～金(祝日除く)9:00～12:00 / 13:00～17:00

FAX:06-6364-5069

e-mail:chushokigyocenter@osakaben.or.jp



ホームページからの
お申込みはこちらから

STOP!
その契約!

海外の企業と英文契約!

どうなるの? どうすればいいの?

【登場人物】
とあるなんばの
居酒屋にて



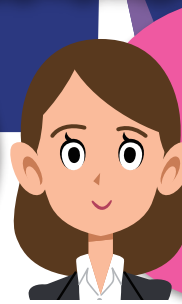
出夫

工場用製造機械
メーカー(営業)勤務
30代
工学部出身



進太郎

税理士
30代
経済学部出身



海子

製薬会社
(法務)勤務
30代
法学部出身

久々の高校同期会に乾杯!

なんだか嬉しそうね。出夫。何かいいことあった?

よく聞いてくれた! A国の会社から、大型発注を受けたんだ!

やるじゃないか、出夫。

見積書を出したら、発注書の他に分厚い英文の契約書が来てびっくりしたよ。
代金も納期もうちの条件をのんでもらえて、社長に褒められたんだよ。

ちょっと待って。英文契約書ってもうサインしたの?

再来週、社長と一緒にA国に出張して、サイン予定だけど...

その英文の契約書って、弁護士に見てもらった?

仕様と納期と代金を詰めたら、もういいだろ? うちの契約書をいちいち弁護士に見せたりしないよ。

駄目よ! 普通のことか書いてあるように見える契約条項が実は相手方に一方的に有利
だったりすることがあるの。海外との契約は、契約書の文言がすべてだから、特に気を付けないと。

そうすると、うちのお客さんから、海外の取引先からクレームを言われ、「いやいや以前の担当者同士でこういう
ことになっていた、メールもある。」といくら言っても、「契約書の文言がすべてで、それ以外の事情は一切関係
ない。」と、けんもほろろで、困り果てたと聞いたことがあるよ。

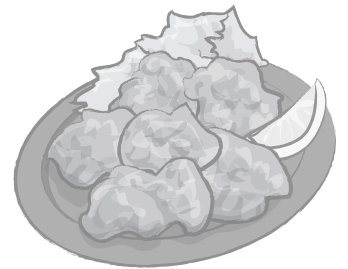
でしょ?

別の買主からもらった契約書を、会社の英文契約書の書式として使っていたら、買主に有利な条項ばかり並
んでると弁護士に指摘され、大慌てしたと聞いたこともあるな。

げーっ。やばい。どうしよう。

転ばぬ先の杖だと思って、英文契約をチェックしてもらえる弁護士に見てもらった方がいいわよ。
船積みするとき海上保険を掛けるでしょ? 弁護士の相談料は保険料だと思って。
大阪弁護士会の「海外お助けねっと」に聞いてみたら?

海外お助けねっとの詳細については、次ページをご覧ください。



「海外お助けねっと」のご紹介の流れ

1

お電話・FAX・メールのいずれかでお申込みください。

秘密は厳守されますので、安心してご相談を

TEL:06-6364-7661 FAX:06-6364-5069

「海外お助けねっとのリーフレットを見た」とおっしゃっていただくと予約がスムーズです！

Mail:chushokigyocenter@osakaben.or.jp

メールでお申込みの際は、「弁護士紹介依頼書」を添付にてご送付ください



2

お申込みから2日以内(土日祝除く)に紹介弁護士を決定

ご相談内容を確認し、ご紹介する弁護士を決定します。

※案件によっては弁護士を紹介できない場合もございますので予めご了承ください。

3

事務局から紹介弁護士の名前と法律事務所をご連絡します。

その後、紹介弁護士から申込者に、ご連絡しますので、その際に紹介弁護士と相談日を決めてください。

※弁護士会事務局・紹介弁護士からのご連絡は、ご担当者の携帯電話など、ご指定の電話番号にいたします。

※紹介する弁護士の事務所での相談料は、原則、30分以内5,000円(消費税別)です。以降、15分毎に2,500円(消費税別)がかかります。また、具体的に業務を依頼する場合は、依頼内容によって異なりますので、ご紹介した弁護士とご相談ください。

4

弁護士事務所でご相談ください。

5

相談のみで終了

受任

6

弁護士との委任契約締結へ

ACCESS

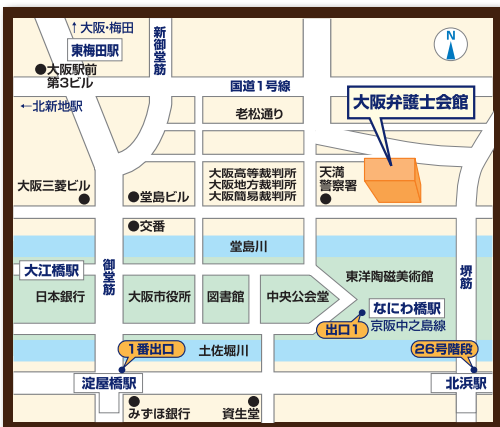
 大阪弁護士会

中小企業・NPO法人等支援センター

TEL:06-6364-7661

予約受付:月~金(祝日除く)9:00~12:00 / 13:00~17:00

- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩7分
- ・JR東西線「北新地駅」下車 徒歩15分



太線の中をご記入ください。

弁護士紹介依頼書(海外お助けねっと)

大阪弁護士会 中小企業・NPO法人等支援センター FAX:06-6364-5069

このページをコピーし、太枠内に必要事項を記入のうえ、FAXにてご送信ください。

依頼日

年

月

日

依頼者	法人名 または屋号	フリガナ	
	氏名	役職	フリガナ
	連絡先	〒 TEL() - FAX() -	
弁護士会事務局・紹介弁護士からの連絡先(携帯電話可)		TEL() -	

※可能な範囲で結構ですので、下記事項をご記入ください。詳細な情報はご相談時にお話しいただく形でも結構です。

依頼内容	業種	①農業・林業 ②漁業 ③建設 ④製造 ⑤鉱業・採石 ⑥ライフライン ⑦情報通信 ⑧運輸・郵便 ⑨卸売・小売 ⑩金融・保険 ⑪不動産・物品賃貸 ⑫学術研究・専門技術サービス ⑬宿泊・飲食サービス ⑭生活関連サービス・娯楽 ⑮教育・学習支援 ⑯医療・福祉 ⑰複合サービス業 ⑱上記以外のサービス業 ⑲その他() ※番号に○をつけてください。	
	主な事業内容		
	国際取引経験の有無	有	無
	外国語契約書作成経験の有無	有	無
	今回の相談の取引相手国		
	ご希望するご相談の内容 *番号に○を付けてください。	1 海外の取引先との契約作成 2 海外の取引先とのトラブル(債権回収したい/品質クレーム請求したい・された/訴訟(仲裁)したい・された) 3 海外進出(子会社設立、合併会社設立、海外会社買収) 4 海外ビジネス上のトラブル(現地子会社の労務問題、模倣品対策、贈収賄規制等) 5 その他()	
内容	※空欄でも結構です。ご相談時の効率化のため、ご希望であればご記入ください。枠内に書ききれない場合は、別紙をご利用いただいても結構です。		
利用の経緯	①パンフレット ②弁護士会ホームページ ③商工会議所など ④役所 ⑤法テラス ⑥裁判所 ⑦知人の紹介 ⑧通りがかり ⑨その他() ※番号に○を付けてください。		

上記のとおり申し込みます。

●以下の個人情報の取扱いについて同意します。

①当センターが本書面の個人情報(要配慮個人情報を含む。以下同じ。)を取得し、これを相談担当弁護士、当センター弁護士紹介受付(審査)担当弁護士及び当センターが紹介する弁護士(以下、総称して「当該弁護士等」という。)に対し提供すること。②当該弁護士等が相談者から個人情報を取得し、これを当センターに提供すること。③当該弁護士等は、法律相談及び弁護士紹介の業務並びにこれらに関する当センターに対する報告を行うために必要な範囲で個人情報を利用すること。

●紹介された弁護士との間に紛議が生じたときは弁護士会の調整に応じ、かつ、紹介された事件の処理については弁護士会に責任がないことを承認します。

(団体名)

(依頼者との関係)

申込者

印

弁護士会使用欄

紹介受付(審査)担当会員	紹介弁護士名	事件番号
登録番号	登録番号	海外 -

～弁護士紹介依頼書は、大阪弁護士会中小企業・NPO法人等支援センターのWebサイト(URL:https://soudan.osakaben.or.jp/tyuusyou.html)からもダウンロードできます。～
当センターは、法律相談及び弁護士紹介の業務、並びにこれらの管理運営を行う目的のために、必要な範囲で個人情報(要配慮個人情報を含む。以下同じ。)を利用させていただきます。上記目的以外には、個人情報を利用することはありません。